

【資料3】

令和4年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



運営上の留意事項について

(全サービス共通事項(資格取得関係))

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班 (高年施設担当)

兵庫、ふぞろいだから「愛」がある。



目次

- I. 認知症介護基礎研修の義務化についてP. 3
- II. たん吸引等にかかる事業者登録等についてP. 7
- III. メールアドレスの登録についてP.16

I. 認知症介護基礎研修の義務化について

無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

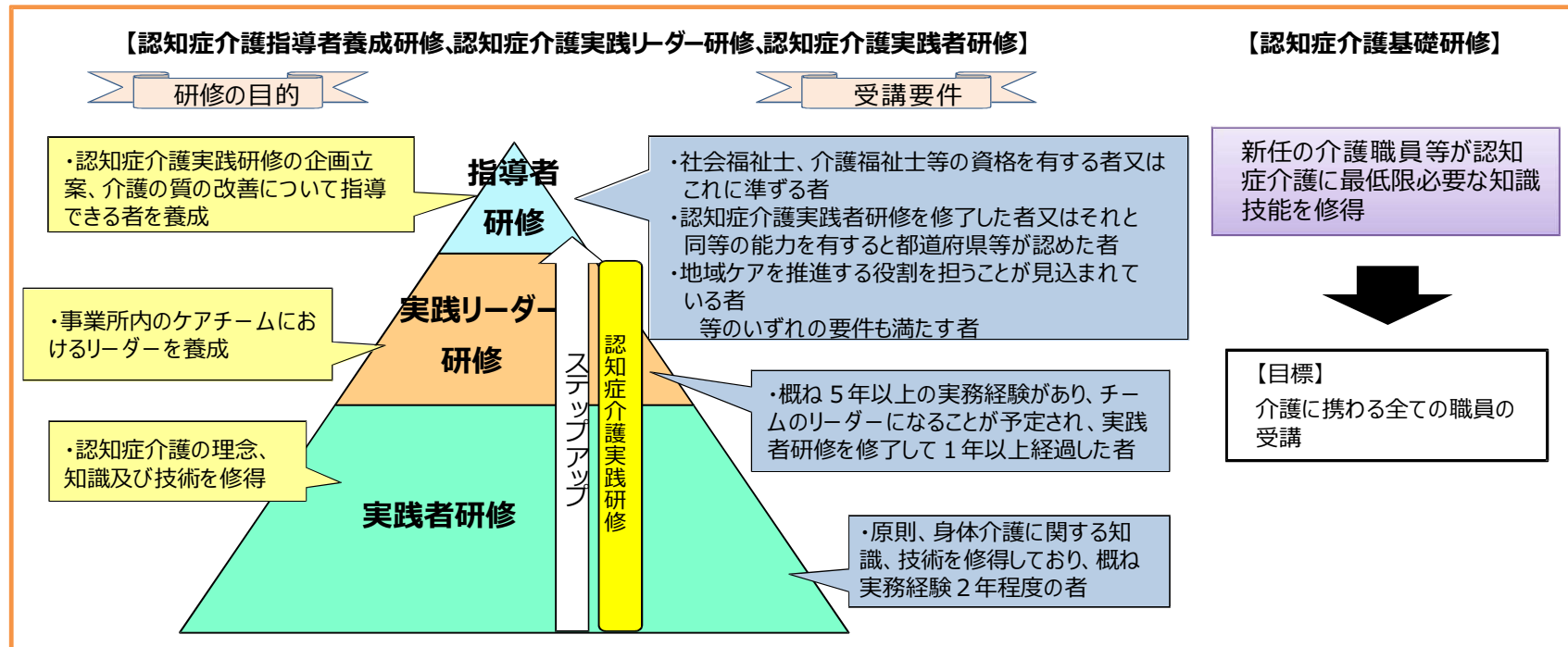
介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。【省令改正】

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。**

（※ 3年の経過措置期間（～R6.3.31）を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける）

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

I. 認知症介護基礎研修の義務化について

1. 研修の対象者は？ ⇒ 認知症ケアに携わる介護従事者

2. 研修の内容は？ ⇒ 認知症介護の基本や留意点について6時間程度の講義

✓ 研修免除となる**資格者**

看護師、准看護師、介護福祉士、ケアマネジャー、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

✓ 研修免除となる**条件**

- ★すでに認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修などを修了している
- ★福祉系高校で認知症に係る科目を受講している(卒業証明書必須)
- ★養成施設で認知症に係る科目を受講している(卒業証明書及び履修科目証明書必須)
- ★人員配置基準上、従業員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない

I. 認知症介護基礎研修の義務化について

よくあるご質問

Q1. **外国人介護職員**についても、受講が義務づけられるのか

E P A 介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。

★ eラーニング教材

日本語能力試験のN 4レベル、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語

(参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 3」(令和3年3月26日)問7

Q2. 受講終了後に修了証書もらったが、どうすればよいのか

県への提出は不要です。ご自身で適切に保管ください。

実地指導等で確認する際には、受講したことが分かるようにしてください。

※福祉系高校や養成施設で認知症に係る科目を受講している場合は、卒業証明書、履修科目証明書が必須)

I. 認知症介護基礎研修の義務化について



兵庫県では・・・



eラーニング（オンライン）又は集合型（対面）による研修が受講可能です。

eラーニング （オンライン）	「認知症介護研究・研修仙台センター」のHP（eラーニング専用サイト） https://dcnet.marutto.biz/e-learning/
集合型 （対面）	令和5年度の日程は調整中です。決定次第ホームページに掲載予定のため、随時ご確認ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/ninkaigokensyu.html

- eラーニングシステムの利用に関すること
⇒ eラーニング専用サイトの問い合わせフォームより、システム運用元へご連絡ください。
- 認知症介護基礎研修の**制度**に関すること
⇒ 兵庫県福祉部高齢政策課 078-341-7711（内線2896）
- 認知症介護基礎研修の**研修**に関すること
⇒ 兵庫県保健医療部健康増進課 078-341-7711（内線2901）

Ⅱ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

本来、たん吸引たんや経管栄養は【医行為】と整理されている



医師法等の医療の資格に関する法律は、
免許を持たない者が医行為を行うことを禁止

医行為とは

医師の医学的判断及び技術をもって
するのでなければ人体に危害を及ぼし、
又は危害を及ぼすおそれのある行為

- 医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。
- 歯科医師法第17条 歯科医師でなければ、司会業をなしてはならない。
- 保健師助産師看護師法第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。



一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認（～平成23年度）

ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方。



社会福祉士及び介護福祉士
法の一部改正（平成23年）

都道府県に登録された登録特定行為事業者に属する一定の研修を
修了した認定特定行為業務従事者が、医師の指示書の下、医療機
関等と連携し、喀痰吸引等の行為を行う。（平成24年度～）

➡ 介護福祉士や一定の研修を受けた介護福祉士及び介護職員等は、
一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できる。

Ⅱ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正案の成立により、平成24年4月より「**介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度**」（**喀痰吸引等制度**）が制度化。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度（喀痰吸引等制度）

趣旨

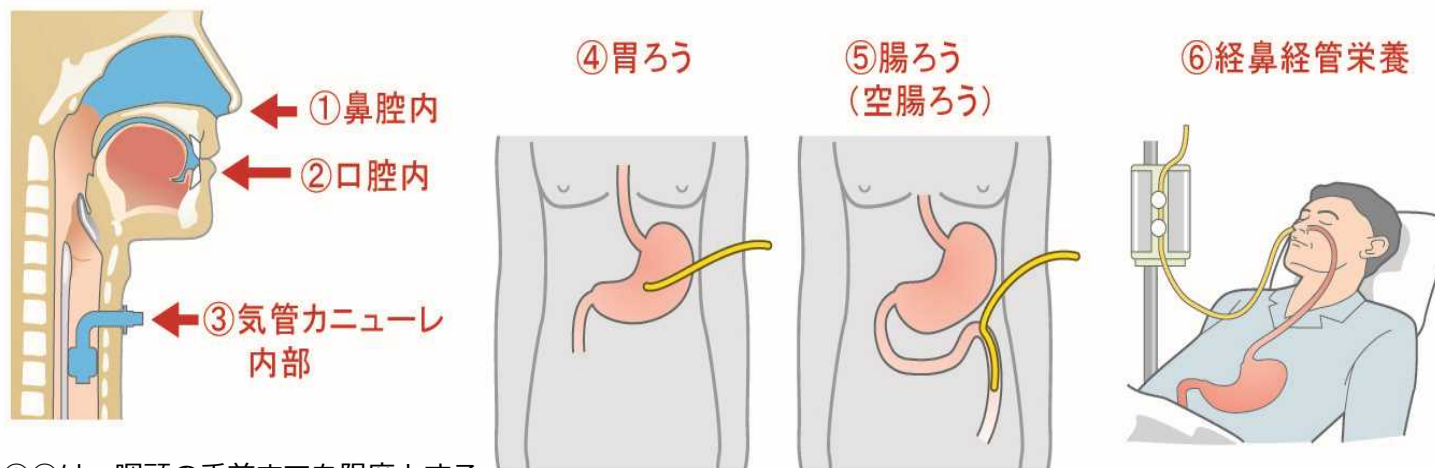
介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を認めるもの。

※従来から一定の条件の下にたんの吸引等を実施していた者については、本制度の下でも実施できるように必要な経過措置が設けられている。

実施可能な行為

たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。

※保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。



※①②は、咽頭の手前までを限度とする

たんの吸引等の行為は医行為です！



介護の事業所・施設で利用者に対してたん吸引等の行為を行う場合は

- ⚠ **事業所・施設は** ⇒ 登録喀痰吸引等（登録特定行為）**事業者登録**が必要です！
- ⚠ **従事者は** ⇒ **たん吸引研修の受講 + 認定証取得**が必要です！

登録**特定行為**事業者とは・・・介護職員がたん吸引を行うために必要な登録

登録**喀痰吸引等**事業者とは・・・介護福祉士がたん吸引を行うために必要な登録



Check!

また、介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、**実地研修**を修了していない場合には、その介護福祉士に対して**実地研修**を行うこととされています。

正しく登録を行わずにたん吸引等の行為を行った場合・・・

行政指導（処分）の対象となることがあります！

Ⅱ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

用語等について・・・



2号？3号？研修の違い・種類がわからない

研修の種類	対象者	実施できる行為・内容
1号研修	不特定多数の利用者	すべての行為
2号研修	不特定多数の利用者	研修を受けた行為
3号研修	特定の利用者	研修を受けた行為



行為の種類とは

- ・口腔内のたん吸引
- ・鼻腔内のたん吸引
- ・気管カニューレ内のたん吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

例えば・・・“特養に鼻腔内のたん吸引を必要とする利用者が複数名いる場合”
⇒ 2号研修で鼻腔内のたん吸引を修了し、認定証をもらえばよい。（1号でも可）



事業者登録？登録研修機関とは違うの？

事業者登録・・・介護に関する事業所・施設が利用者に対してたん吸引等の行為を行うための登録のことです。

登録研修機関・・・たん吸引の研修を修了したい介護職員に対して、基本研修や実地研修等の研修を行う、いわば研修センターのようなところ。（一定の基準をクリアした施設が登録研修機関となることができます。）

Ⅱ. たん吸引等にかかる事業者登録等について



認定特定行為業務従事者**認定証**を取得するまでの流れ

Check!

- ① 登録研修機関（※）において、たん吸引の研修を受講する（基本研修＋実地研修）
受講する際には、利用者にたん吸引が必要な方が必要です。
- ② 研修修了後、研修機関から修了証を受け取る（認定証取得後も紛失しないようにしてください）
- ③ 修了証（写し）と住民票などとともに、県へ認定証の交付申請を行う。
- ④ 県から認定証の交付を受け取る

※ 県HPの「登録研修機関一覧」を参照の上、直接登録研修機関へお申し込みください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tourokuzigyousya.html>



事業者登録するまでの流れ

Check!

- ① 事業者の従事者が認定証を取得
- ② 県へ事業者登録の登録申請を行う。
（業務方法書・各種安全マニュアルの整備、安全委員会の設置、従事者名簿の作成等）
- ③ 県から登録通知書を受け取る

※ 認定証の申請や事業者登録の申請様式については、県HPの「介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の手続き・様式について」を参照ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/tankyuin_ninteitoroku.html

たん吸引実施までのポイント



1. 従事者はたん吸引研修を受けて、認定証の交付を受けましょう。
2. 事業所・施設は事業者登録をしましょう。
3. 事業者登録の従事者名簿に認定証を受けた従事者を記載しましょう。

従事者は認定証を取得し、事業所・施設は事業者登録を行った上で、事業者の従事者名簿に記載のある方がたん吸引を実施することができます。

Ⅱ. たん吸引等にかかる事業者登録等について



たん吸引の実施については、以下の点を適切に守ってください。

Check!

登録基準チェック内容	
認定特定行為業務従事者認定証又は喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士登録証の交付を受けた介護職員に喀痰吸引等行為を行わせているか。	喀痰吸引等行為の業務に関して知り得た情報を適切に管理しているか。
喀痰吸引等行為を実施するにあたり、対象者ごとに医師の文書による指示を受けているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受けることが必要）。	喀痰吸引等行為の実施状況に関する報告書を対象者ごとに作成して医師に提出しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受ける前には報告書を提出することが必要）。
医師・看護職員が喀痰吸引等行為を必要とする方の状況を定期的に確認するなど、医師・看護師と連携しながら適切に業務を行っているか。	喀痰吸引等行為を必要とする方の状態の急変した場合には、速やかに緊急時の医師・看護職員への連絡を行っているか。
喀痰吸引等行為を必要とする方の個々の状況及び医師の指示を踏まえて、喀痰吸引等行為の実施内容等を記載した計画書を対象者ごとに作成しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を踏まえて作成することが必要）。	喀痰吸引等行為の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）について、実施方法等を変更した場合、見直しを行っているか。
上記の計画書の内容について喀痰吸引等行為を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ているか。	安全確保のため、定期的に医師・看護師等で構成する安全委員会や、職員研修を実施しているか。
喀痰吸引等行為の業務に必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理を行っているか。	

Ⅱ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

■ よくあるご質問

Q1. 実地研修を修了したが、たん吸引の行為を行って良いか。

できません。違反となります。

認定特定行為業務従事者**認定証**を取得する必要があります。
その上で、事業者の従事者名簿に記載してください（変更届の提出が必要）。

Q2. 県外（A県）の施設で従事しているが、住民票は兵庫県内である。認定証の交付申請は施設所在地のA県へ行うのか、兵庫県へ行うのか。

兵庫県へ申請してください。

住民票がある都道府県に対して、申請を行うこととなります。

※氏名や住所の変更については、認定証を交付した都道府県に対して変更の手続きを行ってください。

Ⅱ. たん吸引等にかかる事業者登録等について

■ よくあるご質問

Q3. 登録喀痰吸引等事業者へ登録されれば、介護職員に対しても実地研修ができるのか。

できません。

登録喀痰吸引等事業者は、「介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うこと」となっているため、**介護福祉士に対してのみ実地研修が可能です。**



その他、不明なことがあれば兵庫県のHP内で

たん吸引QA



Ⅲ. メールアドレスの登録について



新型コロナウイルス感染に伴う各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報をタイムリーにお知らせできるよう、県内全て（政令市・中核市を含む）の高齢者福祉施設及び介護サービス事業所のメールアドレス登録をお願いしています。

※医療みなしの事業所は、登録対象外です。

※登録は、実施サービスごとにお願いします。

【対象施設及び事業所】

入所系	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所系	通所介護（療養・地域密着型含む）、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護
訪問系	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
その他	居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

【登録方法】

下記パソコンURLもしくはスマートフォンQRコードから電子申請システムにより登録してください。

パソコンURL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654>

スマートフォンQRコード



Ⅲ. メールアドレスの登録について

■ よくある申請誤り

介護保険事業者番号

必須

施設または事業所の介護保険事業者番号を入力してください。

※各種介護サービスごとに登録をお願いします。

※28に続く番号を記入してください。

8文字で入力してください。

28

28に続く番号を記入してください。

例：事業所番号 2812345678

× 28

○ 28

■ メールアドレスの変更方法

新規登録か変更かについ

て

必須

今回の申請は新規登録か変更のどちらですか。

該当するものを選択してください。

新規登録

変更

「変更」を選択して申請ください。

※同じメールアドレスを複数の事業所で利用されている場合、全ての事業所番号で変更の手続きをお願いします。